

家事事件一覧表(抜粋)

令和4年5月現在 鹿児島家庭裁判所

1 家事調停事件

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類(申立時)
一般調停 (離婚等)	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	140円×1 84円×6 50円×2 20円×3 10円×6 1円×5	離婚調停等の申立てなど、調停成立後の戸籍通知が必要な事案については、夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) その他の一般調停申立ての場合、申立て段階では特に添付資料なし。
遺留分減殺請求に基づく物件返還	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円 被相続人1名	140円×1×当事者数 84円×3×当事者数 50円×2×当事者数 20円×2×当事者数 10円×2×当事者数 1円×2×当事者数	申立人、相手方の戸籍謄本(住民票は登記が予定されている場合等、必要に応じて提出) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 贈与、遺贈物件目録、遺産目録、不動産登記簿謄本、固定資産課税評価証明書 遺言書写し、内容証明郵便
遺留分侵害額の請求				
別表第2の調停(遺産分割を除く)	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	140円×1 84円×6 50円×2 20円×3 10円×6 1円×5	※後記「2 家事審判事件【別表第二事件】」の添付書類を参照してください。
遺産分割	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円 被相続人1名	140円×1×相続人数 84円×6×相続人数 50円×2×相続人数 20円×3×相続人数 10円×6×相続人数 1円×5×相続人数	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 申立人、相手方の戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票 その他事案によって必要となる戸籍 (※法定相続情報一覧図を提出する場合は、戸籍謄本の提出が省略できる場合がある。) 遺産に関する資料(不動産登記簿謄本、固定資産課税評価証明書、預貯金残高証明書等) 親族関係図 その他事案によって必要となる資料
寄与分	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	遺産分割事件係属中 84円×2×当事者数 50円×2×当事者数 20円×2×当事者数 10円×2×当事者数 遺産分割事件係属なし 遺産分割事件と同じ	遺産分割事件が係属中の場合、添付資料不要 遺産分割事件が係属していない場合(民904の2④、910条)、遺産分割事件と同じ
特別の寄与に関する処分	相手方の住所地 又は 合意管轄	申立人1人につき1200円(相手方又は被相続人が2人以上の場合は1200円×相手方の人数×被相続人の人数)	140円×1×当事者数 84円×6×当事者数 50円×2×当事者数 20円×3×当事者数 10円×6×当事者数 1円×5×当事者数	申立人、相手方の戸籍謄本 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
277条審判 親子関係不存在 嫡出否認等	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	500円×4 84円×8 50円×2 10円×6 5円×2	申立人、相手方、事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※事件によっては次のような証明書等が必要 届出の記載事項証明書、出生証明書の写し

2 家事審判事件【別表第一事件】

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類(申立時)
後見開始	本人の住所地	800円 登記のための収入印紙 2600円	500円×5 84円×10 20円×10	※申立時に提出する添付書類は別途お問い合わせください。
保佐開始	本人の住所地	800円 代理権付与 800円	10円×10 5円×10 2円×10	
補助開始	本人の住所地	同意権の範囲拡張 800円 同意権付与 800円 登記のための収入印紙 2600円		
成年後見人等選任	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円	500円×3 84円×5 20円×5 10円×5 5円×5 2円×5	
後見人等の辞任許可	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円 登記のための収入印紙 1400円	500円×3 84円×5 20円×5 10円×5 5円×5 2円×5	
後見人等の解任	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円	500円×4 84円×5 20円×5 10円×5 5円×5 2円×5	
居住用不動産の処分についての許可	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円	84円×5 10円×5	
被後見人との利益相反の特別代理人選任	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円	84円×10 10円×5	
後見人等の報酬付与	後見等開始の審判をした家庭裁判所	800円	84円×1	
不在者財産管理人の選任	不在者の従来の住所地又は居所地	800円 不在者1名	100円×2 84円×15 10円×9 2円×2	
不在者財産管理人の権限外行為についての許可	不在者の従来の住所地又は居所地	800円 不在者1名	84円×1	
失踪宣告	不在者の従来の住所地又は居所地	800円 (官報公告料) 4816円	500円×2 100円×3 84円×15 20円×2 10円×5 5円×1 2円×5	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍附票 不在者の生死不明を証する資料 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本)
失踪宣告の取消し	不在者の従来の住所地又は居所地	800円 (官報公告料) 現金納付1763円	500円×2 100円×3 84円×15 20円×2 10円×5 5円×1 2円×5	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍附票 不在者の生存を証する資料又は失踪宣告によって死亡とみなされた時と異なる時の死亡を証する資料等 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))

嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	子の住所地	800円	84円×5 84円×5	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 候補者の住民票又は戸籍附票 子の戸籍謄本(出生届未了の場合、出生証明書写し等)
子の氏変更の許可	子の住所地	800円 子1名	84円×1	申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) 入籍する父又は母の戸籍謄本(子と父母の本籍地が異なる市町村であるときは、届け出る市町村以外の戸籍謄本が入籍届出の際に必要)
養子縁組許可	養子となるべき者の住所地	800円 養子1名	84円×10 10円×5	申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) 未成年者の戸籍謄本 未成年者が15歳未満の場合、代諾者の戸籍謄本 養親・養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書)
死後離縁	申立人の住所地	800円 亡養親、養子1名	500円×2 84円×5 20円×2 10円×5 5円×1	
特別養子縁組成立	養親となるべき者の住所地	800円 養子1名	500円×8 84円×10 20円×8 10円×5 5円×8 2円×8	養親となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養子となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養子となる者の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)
未成年者との利益相反の特別代理人選任	未成年者の住所地	800円 子1名	84円×10 10円×5	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 親権者又は未成年後見人の戸籍謄本(全部事項証明書) 利害関係人からの申立の場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本等(全部事項証明書)) 候補者の住民票又は戸籍附票、承諾書 利益相反に関する資料(遺産分割協議書案等)
親権喪失、停止、管理権喪失	子の住所地	800円 子1名 (ただし、事件本人が2名のときは2件)	500円×8 84円×10 20円×8 10円×5 5円×6 2円×2	子の戸籍謄本(全部事項証明書) 事件本人(父、母)の戸籍謄本(全部事項証明書)
未成年後見人選任	未成年者の住所地	800円 未成年者1名	500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×5 2円×5	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票又は戸籍附票 候補者の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票又は戸籍附票 親権者の死亡の記載された戸籍謄本等、未成年者に対して親権を行う者がいないことを証する書面 未成年者の財産に関する資料(財産目録、財産目録記載の裏付け資料)
扶養義務者の設定	扶養義務者となるべき者の住所地 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の申立てによりするときは、精神障害者の住所地でも可)	800円 扶養権利者1名	候補者申立の場合 84円×5 病院管理者申立の場合 500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×1 2円×3	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書)
推定相続人の廃除	被相続人の住所地 (被相続人の死亡後は相続開始地)	800円 推定相続人1名	500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×1 2円×4	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 遺言による場合、被相続人の戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本(出生から死亡まで)

相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	相続開始地	800円 被相続人1名	84円×3 10円×1	
相続の限定承認申述	相続開始地	800円 被相続人1名	84円×5×相続人数 10円×2×相続人数	※ 最高裁判所のHPから「裁判手続案内」→「相続の放棄の申述」に進み、「申述に必要な書類」を参照してください。(※法定相続情報一覧図を提出する場合は、戸籍謄本の提出が省略できる場合がある。) ※ 上記のほかに追加の書類提出をお願いすることがあります。
相続放棄申述	相続開始地	800円 申述人1名	84円×3	
相続人不分明の場合における相続財産管理人の選任	相続開始地	800円 相続人1名 (官報公告料) 4230円	84円×10 10円×9 100円×2	
相続人搜索の公告	相続開始地	800円 (官報公告料) 4230円	84円×3	相続債権者・受遺者への請求申出の催告公告をしたことを証する資料(官報公告写し)
相続財産管理人の権限外行為についての許可	相続開始地	800円	84円×1	
特別縁故者に対する相続財産の分与	相続開始地	800円 申立人	500円×4 84円×10 20円×4 10円×5 5円×2	申立人の住民票又は戸籍附票 被相続人との特別縁故関係の存在を証する資料
遺言書の確認	相続開始地 (遺言者生存中は遺言者の住所地)	800円 遺言1件	500円×2 84円×5 20円×2 5円×1	遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) 立会証人の住民票又は戸籍附票 遺言書写し、診断書(遺言者が生存している場合) 申立人の利害関係を証する資料(申立人が親族の場合、戸籍謄本)
遺言書の検認	相続開始地	800円 遺言書ごと	84円×3×当事者数 (申立人、相続人、受遺者)	遺言者の出生から死亡までの戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 遺言者の住民票又は戸籍附票 相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)、必要に応じて相続人の改製原戸籍等が必要になる場合もあります。(※法定相続情報一覧図を提出する場合は、戸籍謄本の提出が省略できる場合がある。) 相続関係図 遺言書の写し(なお、封筒が封かんされている場合は封筒の裏表をコピーしたものを提出する。開封されている場合も写しの他に封筒の裏表をコピーしたものを提出する。)
遺言執行者の選任	相続開始地	800円 遺言書ごと	84円×10 10円×5	遺言者の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 遺言者の住民票又は戸籍附票 候補者の住民票又は戸籍附票 遺言書写し 申立人の利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書))

遺留分放棄	被相続人の住所地	800円 申立人ごと	84円×5	申立人、被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)
任意後見監督人の選任	本人の住所地	800円 登記のための収入印紙 1400円	500円×3 84円×10 20円×10 10円×10 5円×10 2円×10	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 本人の診断書、戸籍謄本(全部事項証明書)及び戸籍附票 成年後見に関する登記事項証明書 任意後見監督人候補者の住民票又は戸籍附票 財産目録及び財産目録記載の裏付け資料
氏の変更	申立人の住所地	800円 申立人	84円×5	申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本(生まれてから現在まで) 変更理由を証する資料 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書
名の変更	申立人の住所地	800円 申立人	84円×5	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 変更理由を証する資料
戸籍訂正	戸籍のある地	800円	500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×1 2円×3	訂正する戸籍謄本(全部事項証明書)全部 申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、 申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本等)
性別の取扱いの変更	申立人の住所地	800円	500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×1 2円×3	申立人の戸籍謄本及び住民票又は戸籍附票 陳述書、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に 関する法律第3条2項に規定する医師の診断書
保護者の選任	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円×1 病院管理者申立の場合 500円×2 84円×1 20円×2 5円×1	事件本人、候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) 候補者の承諾書 診断書(最高裁判所印刷の申立書使用の場合は不要、診断内容の記載箇所有り)
保護者の順位変更	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円×2 病院管理者申立の場合 84円×3	上記のほか、先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料
保護者の順位変更及び保護者選任	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円×2 病院管理者申立の場合 500円×2 84円×1 20円×2 5円×1	保護者選任記載の添付資料及び先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料
保護者の改任	保護者選任をした 家庭裁判所		84円×5	上記のほか、先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料

3 家事審判事件【別表第二事件】

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類(申立時)
夫婦の協力扶助	夫又は妻の住所地 (調停の場合は、相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)
婚姻費用分担	夫又は妻の住所地 (調停の場合は、相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書等の写し等)
子の監護に関する処分	子の住所地 (調停の場合は、相手方の住所地)	1200円 子1名	84円×10 10円×5	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養育費請求の場合、申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書等の写し等) 養育費減額の場合、支払いを取り決めた調停調書等の写し
財産分与	夫又は妻であった者の住所地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10×5	離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 財産目録、不動産登記簿謄本 固定資産課税評価証明書
離婚等における祭祀承継者指定	所有者の住所地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人・相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票(不動産登記が予定されている場合) 祭祀財産の目録、墓地の登記簿謄本
離婚等における祭祀承継者指定	所有者の住所地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票(不動産登記が予定されている場合) 祭祀財産の目録、墓地の登記簿謄本
親権者の指定、変更	子の住所地 (調停の場合は、相手方の住所地)	1200円 子1名	500円×8 84円×10 20円×8 10円×10 5円×4 2円×10	申立人、相手方、未成年者の戸籍謄本 親権者行方不明の場合、親権者の戸籍附票
扶養の程度又は方法についての決定	相手方の住所地	1200円 扶養権利者1名	500円×4 84円×10 20円×4 10円×10 5円×2 2円×10	申立人、相手方、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書)
相続における祭祀承継者指定	相続開始地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 住民票(不動産登記が予定されている場合) 被相続人の戸(除)籍謄本、改製原戸籍謄本(出生から死亡まで) 祭祀財産の目録、墓地の登記事項証明書
遺産分割	相続開始地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 被相続人1名	140円×1×相続人数 84円×6×相続人数 50円×2×相続人数 20円×3×相続人数 10円×6×相続人数 1円×5×相続人数	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 申立人、相手方の戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票 その他事案によって必要となる戸籍 (※法定相続情報一覧図を提出する場合は、戸籍謄本の提出が省略できる場合がある。) 遺産に関する資料(不動産登記簿謄本、固定資産課税評価証明書、預貯金残高証明書等) 親族関係図 その他事案によって必要となる資料
寄与分	遺産分割事件の係属している裁判所	1200円	遺産分割事件係属中 84円×2×当事者数 10円×2×当事者数 遺産分割事件係属なし 遺産分割事件と同じ	遺産分割事件が係属している場合、添付書類不要 遺産分割事件が係属していない場合(民904の2④、910条)、遺産分割事件と同じ
年金分割	申立人又は相手方の住所地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 情報通知書ごと 審判確定証明書 150円	500円×4 84円×10 20円×4 10円×10 5円×2 2円×10	年金分割のための情報通知書

4 調停・審判以外の申立

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類(申立時)
人訴	当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡のときにこれを有した地	13000円 家事事件手続法 別表第2の事件ごとに 1200円 慰謝料の額が160万円を超える場合は、訴額に応じた手数料が必要	500円×8 100円×6 84円×10 50円×2 20円×8 10円×6 5円×6 2円×6 (被告が増えるごとに 500円×4, 84円×2, 10円×2, 5円×2)	原告, 被告の戸籍謄本(全部事項証明書)
保全		2000円	債権差押の場合 500円×7 84円×4 50円×3 10円×6 5円×3 2円×2 不動産の場合 500円×5 84円×4 50円×2 10円×6 5円×2 2円×2	
審判前の保全		1000円 印紙不要の申立もある	500円×4 84円×4 50円×5 20円×4 10円×6 5円×2 2円×2	